

秋田県海岸漂着物対策推進地域計画

平成23年3月

目 次

I. 目的	1
II. 計画期間	1
III. 秋田県における海岸漂着物の状況と対策の基本的な考え方	1
1. 県内における海岸漂着物の状況	1
2. 海岸漂着物対策の基本的な考え方	2
IV. 海岸漂着物対策の内容	3
1. 回収処理対策	3
(1) 回収処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）	3
(2) 各重点区域に係る対策の内容	3
① 八森海岸重点区域	4
② 八竜海岸重点区域	6
③ 琴浜海岸重点区域	8
④ 天王海岸重点区域	10
⑤ 下新城海岸重点区域	12
⑥ 秋田海岸重点区域	14
⑦ 岩城海岸重点区域	16
⑧ 本荘海岸重点区域	18
⑨ 西目海岸重点区域	20
⑩ 芹田・飛・赤石・象潟海岸重点区域	22
⑪ 本荘港重点区域	24
⑫ 岩館・八森漁港海岸重点区域	26
⑬ 平沢・金浦・象潟漁港海岸重点区域	28
⑭ にかほ市小砂川漁港海岸重点区域	30
2. 発生抑制、普及啓発に関する事項	32
V. 計画のフォローアップと事業評価	32
重点区域一覧	35

I. 目的

この計画は、美しく豊かな自然を保護するための海岸における良好な景観及び環境の保全に係る海岸漂着物等の処理等の推進に関する法律（平成21年法律第82号。以下「海岸漂着物処理推進法」という。）の趣旨を踏まえ、秋田県において関係者の役割分担及び相互協力を図りつつ、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に推進することを目的とする。

この趣旨を実現するため、計画の策定及び評価にあたっては、県海岸漂着物対策推進協議会（以下「協議会」という。）での協議等を通じ、関係者の意見を得るものとする。

II. 計画期間

平成23年度から平成27年度までの5年間とする。

III. 秋田県における海岸漂着物の状況と対策の基本的な考え方

1 県内における海岸漂着物の状況

秋田県は、約263kmの海岸線を有し、美しい砂浜や松林、ダイナミックな岩礁など優れた自然景観を呈しているが、県内の海岸には年間を通じて大量のごみが漂着し続けており、海岸漂着物は海岸の景観や環境、地域産業へも影響を及ぼす深刻な問題となっている。

秋田県の沖合いでは、大陸起源のごみや国内由来の多様なごみが海流に乗って漂流し、その漂流物が風浪によって本県沿岸に接近・漂着しているものと推察される。また、県内起源のごみも年間を通じて漂着しているものと推察され、沿岸部のごみだけでなく、内陸部から河川等を通じて流れてくるごみも多数漂着していると考えられる。

ごみ等の漂着は、県の沿岸部全域にわたっており、量が膨大で種類も多く、各地で景観や環境保全上の問題を来している。漂着の状況や漂着が地域に与える影響は、区域によって自然的社会的条件が異なるのに応じ、それぞれの区域ごとに多様なものとなっている。

また、海岸漂着物は、海が荒れるごとに漂着と離岸、移動を繰り返すなど、漂着のメカニズムが未だ科学的に把握されていない。このため、各海岸区域の漂着物の賦存量等

を正確に把握することは困難となっている。

2 海岸漂着物対策の基本的な考え方

(1) 対策の方向

これまで、漂着ごみの回収処理は、各海岸管理者等、地元市町村及び地元民間団体等の各々の裁量・方針によって対策が講じられてきた。

しかしながら、すべての海岸区域においてすべての漂着ごみを回収することは事実上不可能であり、また、特定の主体が全ての対策を引き受けることも困難である。

このことから、今後は、

- ①重点的に回収処理に取り組むべき区域（重点区域）を定めて対策を推進すること
 - ②民間団体を含む関係者の役割分担と相互協力を図りながら対策を進めること
 - ③漂着物の回収処理だけでなく、その発生抑制と普及啓発にも取り組むこと
- など、海岸漂着物対策を総合的かつ効果的に進めていく。

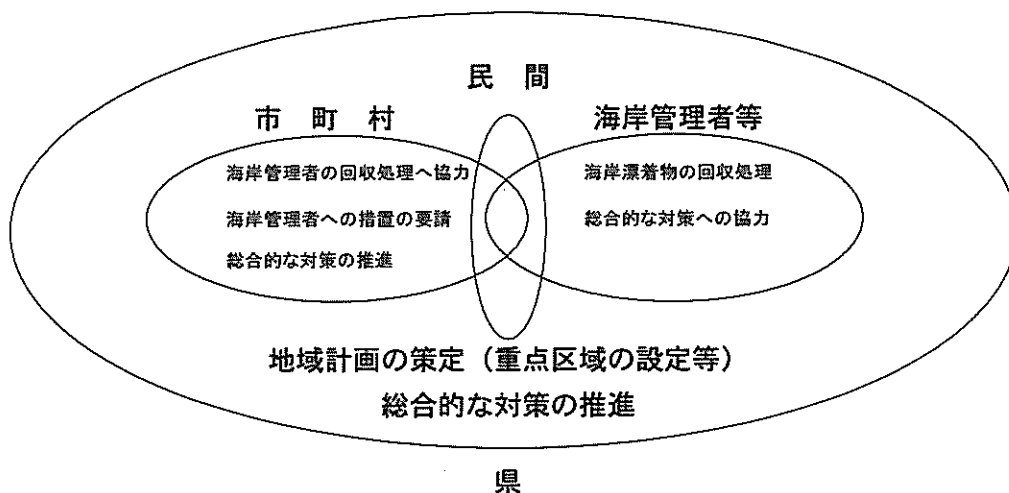
また、役割分担にあたっては、関係者が協議し、海岸漂着物処理推進法の趣旨に基づき、関係者相互の適切な連携協力を図っていく。

(2) 重点的に回収処理に取り組むべき区域（重点区域）設定の基本的な考え方

重点的に回収処理に取り組むべき区域（重点区域）を定めるにあたっての基本的な考え方は、次の視点から各海岸管理者等と地元市町村が協議し、必要に応じて民間団体等や地域住民の意見を聴き、関係者が連携協力しながら重点的に回収処理に取り組むべきとした区域とする。

- ①海岸漂着物に起因する影響の深刻度が高い区域
- ②従来は有効な対策を講ずることが困難であった区域
- ③関係者が連携協力しあうことで対策を推進しようとする意向がある区域

関係者の連携イメージ



IV. 海岸漂着物対策の内容

1 回収処理対策

(1) 回収処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）

回収処理対策を重点的に推進する区域（重点区域）は、次のとおりとする。

重点区域においては、各区域の自然的・社会的条件等に応じて、各海岸管理者等と地元市町村が連携協力を図り、民間団体や地域住民の協力を得ながら対策に取り組むよう努めるものとする。

- ① 八森海岸重点区域
- ② 八竜海岸重点区域
- ③ 琴浜海岸重点区域
- ④ 天王海岸重点区域
- ⑤ 下新城海岸重点区域
- ⑥ 秋田海岸重点区域
- ⑦ 岩城海岸重点区域
- ⑧ 本荘海岸重点区域
- ⑨ 西目海岸重点区域
- ⑩ 芹田・飛・赤石・象潟海岸重点区域
- ⑪ 本荘港重点区域
- ⑫ 岩館・八森漁港海岸重点区域
- ⑬ 平沢・金浦・象潟漁港海岸重点区域
- ⑭ にかほ市小砂川漁港海岸重点区域

(2) 各重点区域に係る対策の内容

各重点区域に係る対策の内容等は、各区域ごとにそれぞれ次のとおりとする。

※用語解説

建設海岸：港湾海岸、漁港海岸以外の海岸。国土交通省河川局所管の海岸で、秋田県では県（各地域振興局建設部）が管理している。

港湾海岸：港湾区域内の海岸。秋田県では県（各港湾事務所又は由利地域振興局建設部）が管理している。

漁港海岸：漁港区域内の海岸。各区域ごとに県（各地域振興局農林部）又は地元市が管理している。

① 八森海岸重点区域

(a) 位置・範囲

山本郡八峰町八森字大間～字磯村（八森漁港、岩館漁港の区域を除く。別紙図面に示す範囲）

延長距離 7, 100 m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：山本地域振興局建設部）

所在市町村 八峰町

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

例年、流木・木くずや漁具等のプラスチック類のほか、ガラス瓶やポリタンク等が多く漂着しており、平成22年度クリーンアップでは可燃ごみ2 t、その他不燃ごみ等1.2 t程度を回収しているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

自然公園法による自然公園区域であり、優れた自然の風景地の保護に支障となっている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 地域住民

イ) 運搬 県山本地域振興局建設部

ウ) 処理 県山本地域振興局建設部、八峰町

イ 回収処理の時期 7月第二土曜日

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



② 八竜海岸重点区域

(a) 位置・範囲

山本郡三種町浜田字七ツ森～芦崎字太郎沢（別紙図面に示す範囲）

延長距離 6, 300 m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：山本地域振興局建設部）

所在市町村 三種町

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

例年、流木・木くずや漁具等のプラスチック類のほか、ガラス瓶やポリタンク等が大量に漂着している。そのなかには、地域住民に危険が及ぶ可能性がある医療器機や液体の入ったポリタンクも混じっている。

なお、平成22年漂着ポリタンク調査では217個が確認されている。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

毎年町主催イベント（サンドクラフト）で賑わう釜谷浜海水浴場があるほか、壮大な八竜風車により、多くの観光客を集めているが、漂着物が景観を害し、来訪者の安全にも支障が出るなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 サンドクラフト実行委員会（市町村、NPO、建設業協会等）

イ) 運搬 県山本地域振興局建設部

ウ) 処理 県山本地域振興局建設部、三種町

イ 回収処理の時期 7月海水浴シーズン前

③ 琴浜海岸重点区域

(a) 位置・範囲

男鹿市野石字五明光～野石字申川（若美漁港の区域を除く。別紙図面に示す範囲）

延長距離 8,800m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：秋田地域振興局建設部）

所在市町村 男鹿市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、平成22年度上半期には3.5t程度回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

「快水浴場百選」にも選ばれている宮沢海水浴場があるほか、オートキャンプ場や温泉施設などが周辺に整備されており、多くの観光客を集めているが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 県秋田地域振興局建設部・民間団体・地域住民

イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部・男鹿市

ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部・男鹿市

イ 回収処理の時期 7月海水浴シーズン前

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



④ 天王海岸重点区域

(a) 位置・範囲

潟上市天王字浜山～天王字追分西（別紙図面に示す範囲）

延長距離 10,050m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：秋田地域振興局建設部）

所在市町村 潟上市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、平成21年度は20t程度（天王・下新城海岸）回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

夏には多くの家族連れや若者で賑わう出戸浜海水浴場があるほか、男鹿国立公園に向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されており、多くの観光客の目にとまる場所であるが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

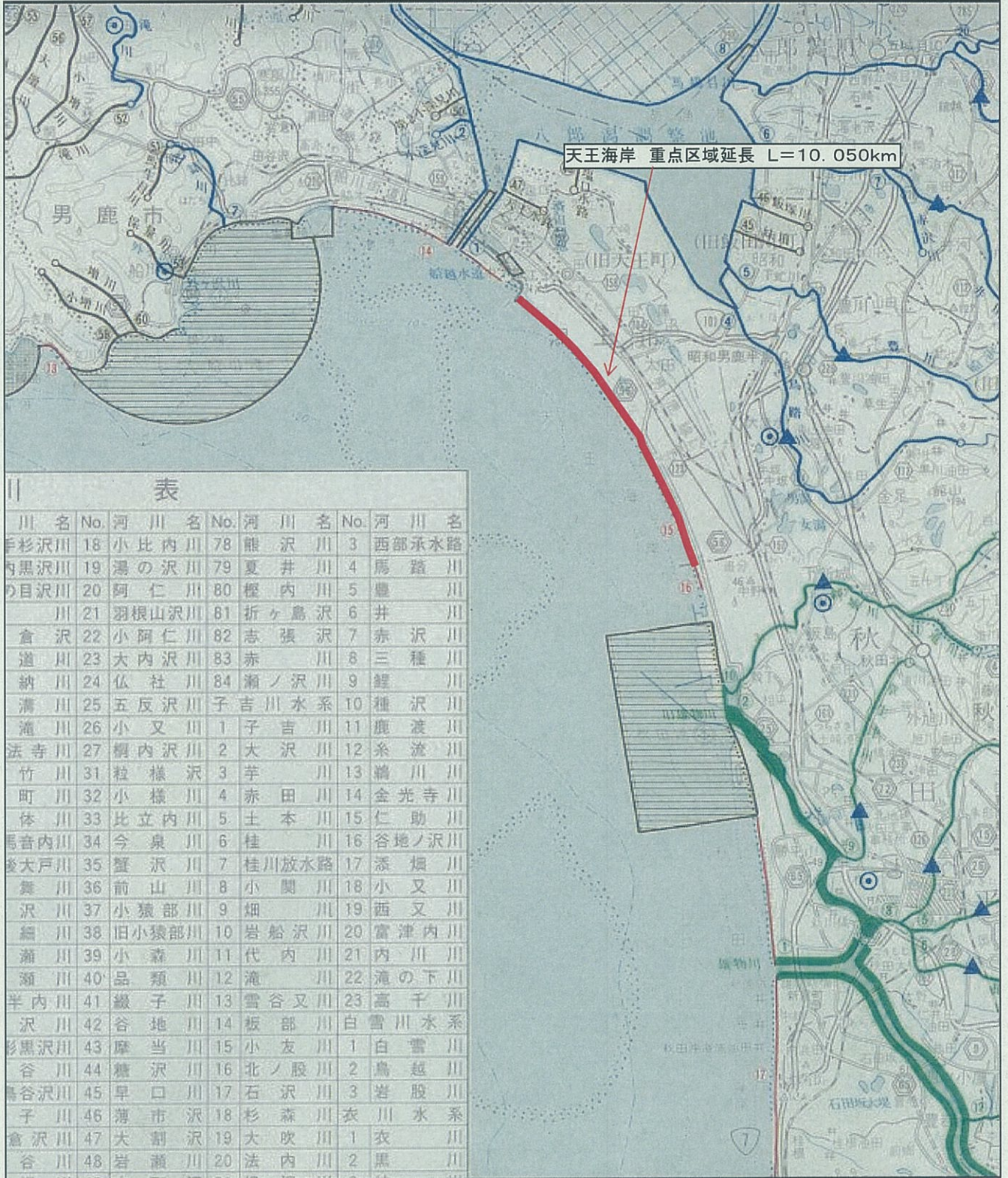
7) 回収 県秋田地域振興局建設部・民間団体・地域住民

1) 運搬 県秋田地域振興局建設部・潟上市

ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部・潟上市

イ 回収処理の時期 7月海水浴シーズン前

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑤ 下新城海岸重点区域

(a) 位置・範囲

秋田市下新城中野字街道端西～下新城中野字街道端西（別紙図面に示す範囲）

延長距離 950m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：秋田地域振興局建設部）

所在市町村 秋田市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、平成21年度は20t程度（天王・下新城海岸）回収されているが、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

秋田では最大級、東北でも有数の広さと規模を誇る秋田マリーナと出戸浜海水浴場に挟まれており秋田のマリンレジャーの中心地となっているほか、男鹿国定公園に向かう県道秋田天王線と秋田男鹿自転車道が海岸沿いに整備されており、多くの観光客の目にとまる場所であるが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

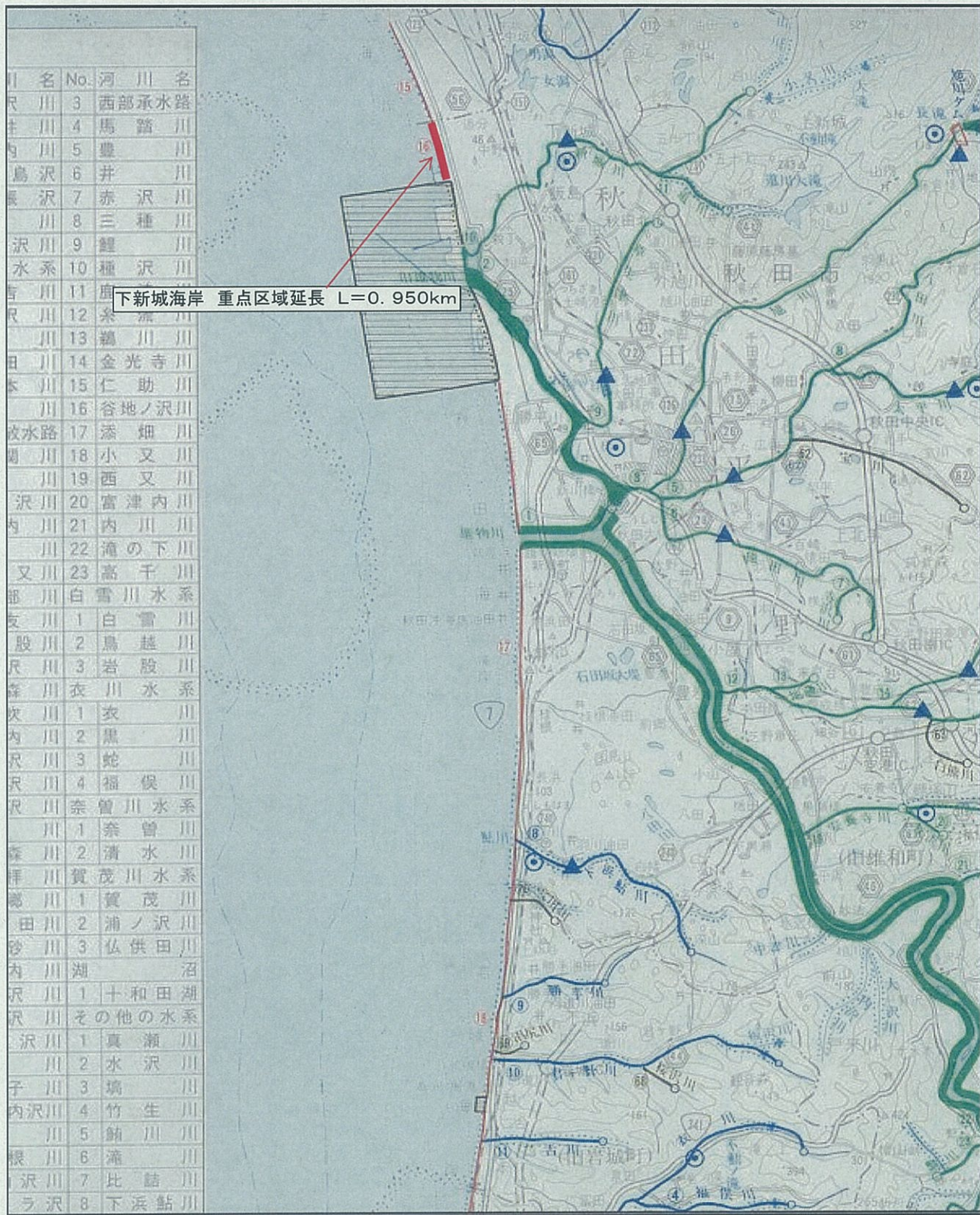
7) 回収 県秋田地域振興局建設部・民間団体・地域住民

1) 運搬 県秋田地域振興局建設部・秋田市

2) 処理 県秋田地域振興局建設部・秋田市

イ 回収処理の時期 7月海水浴シーズン前

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑥ 秋田海岸重点区域

(a) 位置・範囲

秋田市新屋字砂奴寄～下浜羽川字上野（別紙図面に示す範囲）

延長距離 14,375m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：秋田地域振興局建設部）

所在市町村 秋田市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、平成22年度は12月末時点ですでに113t程度回収されているが、次から次へと流木等が漂着してくるため、きりがいい状態である。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

県都秋田市の海水浴場として下浜・桂浜の二つの海水浴場があり、秋田市内はもちろん、岩手内陸地方からも多くの利用者があり、秋田県内の人気の海水浴場として多くの利用者がある。

また、秋田と新潟を結ぶ主要国道（7号）が海岸と平行しており、多くの観光客の目にとまる場所であるが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

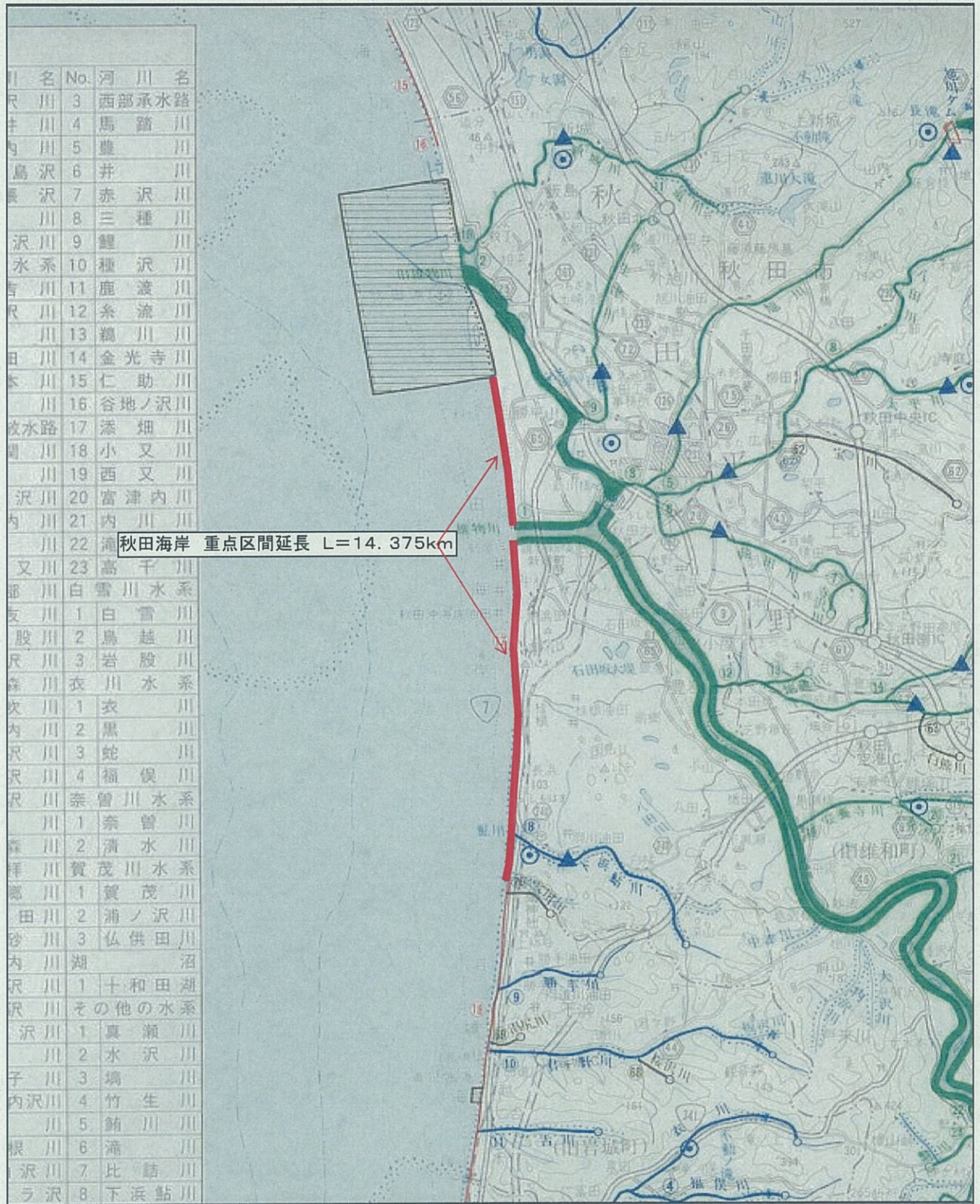
ア) 回収 県秋田地域振興局建設部・民間団体・地域住民

イ) 運搬 県秋田地域振興局建設部・秋田市

ウ) 処理 県秋田地域振興局建設部・秋田市

イ 回収処理の時期 7月海水浴シーズン前

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑦ 岩城海岸重点区域

(a) 位置・範囲

由利本荘市岩城勝手字幸河～岩城二古字尼平（道川漁港の区域を除く）

延長距離 9, 533m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：由利地域振興局建設部）

所在市町村 由利本荘市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では8.5トンの漂着物を回収しており、9割は流木で、残りはプラスチック系の廃棄物となっている。

ただし、毎年海水浴場の開設前に清掃が行われており、実際にはこれを遙かに上回る量が漂着していると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

岩城地区はプラム及び地元産プラムを使用した天鷲ワインの産地として知られ、旧亀田藩の城下町として栄えた温暖で風光明媚な地区として有名である。

道川海水浴場や温泉施設を併設した岩城道の駅があり、県内外から、多数の観光客やドライバーが訪れているが、漂着物が景観を害し、悪い印象を与えることで、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

また、海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されているが、利用者の安全確保に支障がでることも懸念されている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 県由利地域振興局建設部、地域住民

イ) 運搬 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

ウ) 処理 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

イ 回収処理の時期 7月及び3月

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑧ 本荘海岸重点区域

(a) 位置・範囲

由利本荘市松ヶ崎字十郎橋台～石脇国有保安林59林班（松ヶ崎漁港の区域を除く。別紙図面に示す範囲。）

延長距離 12,425m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：由利地域振興局建設部）

所在市町村 由利本荘市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では7.9トンの漂着物を回収しているが、9割は流木で、残りについてはプラスチック系の廃棄物となっている。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

本荘地区は伝統工芸「ごてんまり」で知られるとともに由利本荘市の中心地として栄えている。また、子吉川河口部には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んな地域であることから、県内外から多数の観光客が訪れる。

しかし、漂着物が景観を害し、悪い印象を与えることで、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

一方、親川付近に地元住民が海水浴場を開設するなど、海岸の多くは海水浴や散策道等として周辺住民に利用されており、漂着物によって利用者の安全確保に支障がでることも懸念されている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 県由利地域振興局建設部、地域住民

イ) 運搬 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

ウ) 処理 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

イ 回収処理の時期 7月及び3月

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑨ 西目海岸重点区域

(a) 位置・範囲

由利本荘市西目町海士剥字海士剥道下～西目町出戸字猿田（西目漁港の区域を除く。別紙図面に示す範囲。）

延長距離 6, 912 m

海岸種別 建設海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：由利地域振興局建設部）

所在市町村 由利本荘市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では11.4トンの漂着物を回収しているが、8割は流木で、残りはプラスチック等の廃棄物となっている。

ただし、毎年海水浴場の開設前に清掃が行われており、実際にはこれを遙かに上回る量が漂着していると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

主要産業の果樹、きのこが有名な西目地区には、白砂青松100選に選定された西目海水浴場があり、多くの観光客を集めているが、漂着物が景観を害し悪い印象を与えるなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

また、海岸の多くが周辺住民の散策道として利用されているが、利用者の安全確保に支障がでることも懸念されている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 県由利地域振興局建設部、地域住民

イ) 運搬 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

ウ) 処理 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

イ 回収処理の時期 7月及び3月

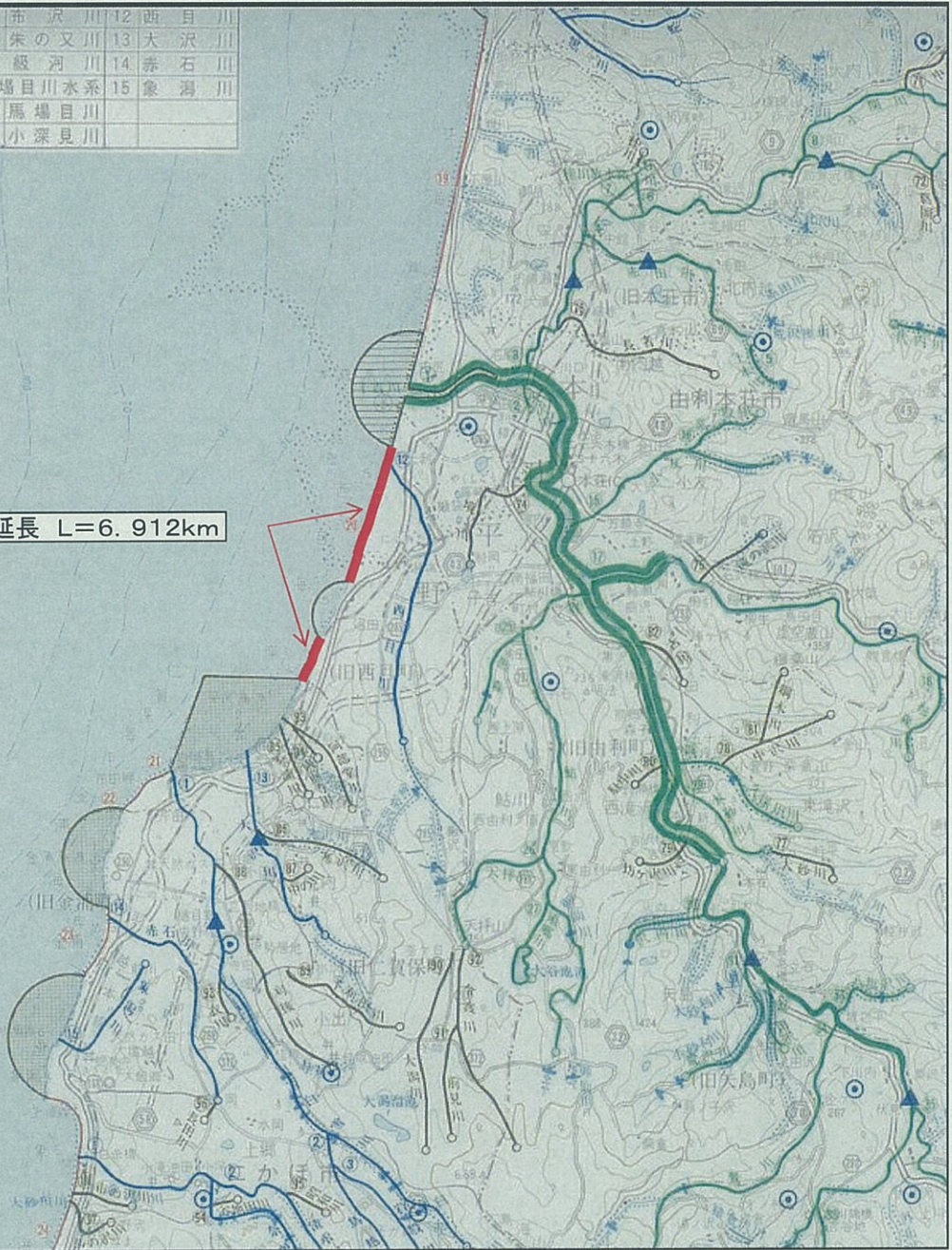
海岸漂着物地域対策 重点区域 位置

大沢川	72	根市川	44	市沢川	12	西目川	
院内沢川	73	福土川	45	朱の又川	13	大沢川	
薄井沢川	74	獅子川敷水路		三級河川	14	赤石川	
粕毛川	75	間瀬川		馬場目川水系	15	象潟川	
長場内川	76	黒沢川	1	馬場目川			
寺沢川	77	夜明島川	2	小深見川			

表

河川名	No.	河川名
岡前寺川	112	大道川
琴浦川	113	小森沢川
寒沢川	114	小杉崎川
中の川	115	東の沢川
刈後川	116	小増沢川
千刈田川	117	小田ノ沢川
大湯川	118	狼ノ沢川
駒見川	119	大台川
令波川	120	西の沢川
衣川	121	上野沢川
谷地田川	122	菩提沢川
昭和川	123	飯助川
長		
中の沢川	124	中ノ又川
川袋川	125	知恵ヶ沢川
川袋小川	126	吉ヶ沢川
市の沢川	127	寄木川
清水川	128	坂の下川
仙市	129	矢神川
寺の下川	130	南川
床畑川	131	湯の沢川
小戸川	132	羽後町
北	132	高寺川
戸沢川	133	赤沢川
輪木内又沢川	134	泉沢川
小波内沢川	135	大倉川
大石沢川	136	軽井沢川
大霧内沢川	137	除野川
辰子川	138	高尾田川
滝沢川		
郷町		

西目海岸 重点区域延長 L=6.912km



表

名	No.	港湾名
	5	小砂川漁港
	6	加茂漁港
	7	八郎湖漁港
	8	松ヶ崎漁港
	9	西目漁港
	10	五里合漁港
	11	湯之尻漁港

⑩ 芹田・飛・赤石・象潟海岸重点区域

(a) 位置・範囲

にかほ市芹田字高磯～象潟町大須郷字大道下（平沢漁港、金浦漁港、象潟漁港の区域を除く。別紙図面に示す範囲。）

延長距離	9, 584 m
海岸種別	建設海岸
海岸管理者等又は占有者	県（担当機関：由利地域振興局建設部）
所在市町村	にかほ市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。平成22年3月作業時の実績では11.9トンの漂着物を回収しているが、9割は流木で、残りはプラスチック系の廃棄物となっている。

ただし、当該海岸は、にかほ市の巡視員が定期的に清掃しており、実際にはこれを遙かに上回る量が漂着していると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

当該4つの海岸が存在しているにかほ市は、豊かな自然や文化遺産、日本海の恵み、ハイテク産業等、伝統文化と最新技術がバランスよく共存し栄えている。

芹田・飛両海岸の波除石垣が国指定文化財となっているほか、象潟海水浴場が日本の夕日百選及び日本の海水浴場百選に選定されるなど、景勝地としても知られている。

しかし、海岸への漂着物はその景観を害している状況にある。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収	県由利地域振興局建設部、地域住民
イ) 運搬	県由利地域振興局建設部、にかほ市
ウ) 処理	県由利地域振興局建設部、にかほ市
イ 回収処理の時期	7月及び3月

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置



⑪ 本荘港重点区域

(a) 位置・範囲

由利本荘市石脇字田尻32番2（本荘海岸界）～同市西目町海士剥字海士剥道下1番1（西目海岸界）まで（別紙図面に示す範囲）

延長距離 3,000m

海岸種別 港湾海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：由利地域振興局建設部）

所在市町村 由利本荘市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

年間を通して漂着物があるが、特に冬季の強風時に多い。例年行っている回収作業では100kgの漂着物を回収しており、そのほとんどがプラスチック系の廃棄物となっている。ただし、毎年海水浴場の開設前に清掃が行われており、実際にはこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

本荘港には本荘マリーナと本荘マリーナ海水浴場が整備され、海洋レクリエーションが盛んであり、県内外から多数の観光客が訪れている。

また、田尻地区は「みなとオアシス画廊ゆりほんじょう」に認定されており、市民の憩いの場にもなっている。

平成19年度には医療廃棄物が漂着し、海水浴場の開設が危ぶまれるなど、来訪者の安全及び地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

7) 回収 県由利地域振興局建設部、地域住民

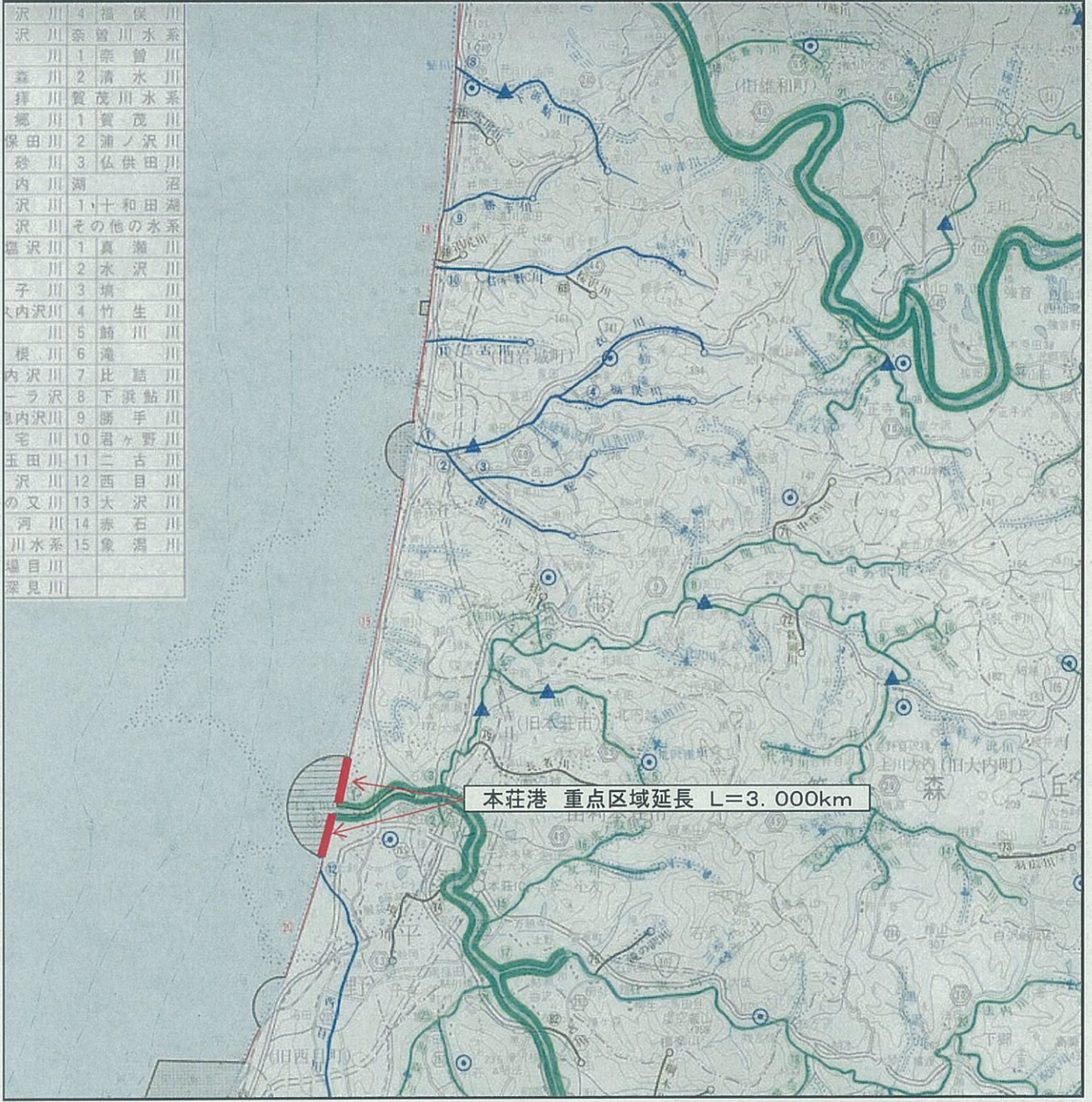
1) 運搬 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

2) 処理 県由利地域振興局建設部、由利本荘市

イ 回収処理の時期 7月及び3月

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置

沢川	4	福俣川
沢川	1	奈曾川水系
川	1	奈曾川
森川	2	清水川
拜川	1	賀茂川水系
郷川	1	賀茂川
保田川	2	浦ノ沢川
砂川	3	仏供田川
内川	湖	沼
沢川	1	十和田湖
沢川	1	その他の水系
窪沢川	1	真瀬川
川	2	水沢川
子川	3	埴川
大内沢川	4	竹生川
川	5	筋川川
根川	6	滝川
内沢川	7	比結川
一ラ沢	8	下浜鮎川
内沢川	9	勝手川
宅川	10	君ヶ野川
玉田川	11	二古川
沢川	12	西目川
の又川	13	大沢川
河川	14	赤石川
川水系	15	象潟川
塩目川		
深見川		



⑫ 岩館・八森漁港海岸重点区域

(a) 位置・範囲

山本郡八峰町八森字岩館～小入川、滝ノ間～泊

延長距離 6, 600 m

海岸種別 漁港海岸

海岸管理者等又は占有者 県（担当機関：山本地域振興局農林部）

所在市町村 八峰町

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、例年は50 t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

海岸背後地には世界遺産に登録された白神山地があり、一帯は県立自然公園の指定を受けていて、風光明媚な海岸などに多くの観光客が訪れているが、漂着物が景観を害し、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収 地域住民、民間団体

イ) 運搬 県山本地域振興局農林部

ウ) 処理 県山本地域振興局農林部、八峰町

イ 回収処理の時期 7月第2土曜日

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置図

縮尺 1:50,000

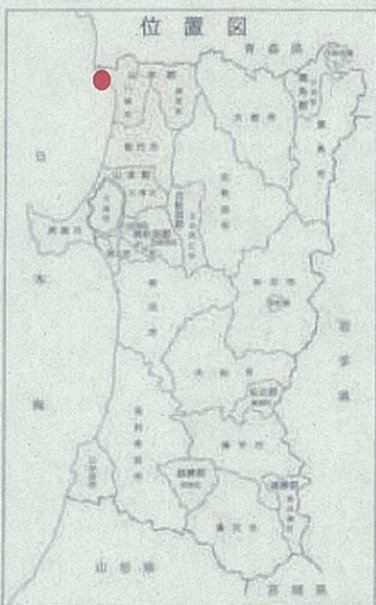
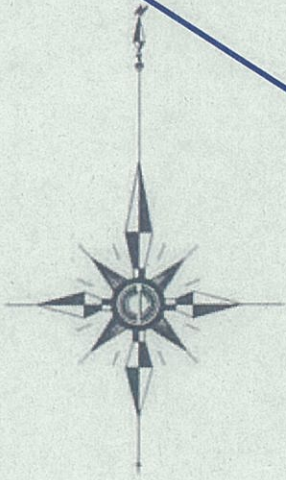
青森県

岩館・八森漁港海岸 重点区域延長 L=6.6km

岩館漁港

八峰町

八森漁港



1:50,000 (1cm=200m)



⑬ 平沢・金浦・象潟漁港海岸重点区域

(a) 位置・範囲

にかほ市両前寺字浜中～平沢字新町、飛字餅田～飛字飛ヶ先、金浦字川尻～金浦字下谷地、象潟町字大塩越～象潟町字鷹放、象潟町字一丁目目塩越～象潟町字冠下、象潟町荒屋下～にかほ市象潟町関字建石（別紙図面に示す範囲）

延長距離	6, 0 0 0 m
海岸種別	漁港海岸
海岸管理者等又は占有者	県（担当機関：由利地域振興局農林部）
所在市町村	にかほ市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木、木くず、プラスチック類及び漁網等が漂着し、例年は30 t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着物があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

海岸一体は、海水浴場、波除石垣（国指定史跡）、道の駅に隣接し、多くの観光客が訪れているが、漂着物が景観を損ね、来訪者の安全に支障を来しかねないなど、地域の観光産業に影響を及ぼしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

ア) 回収	県由利地域振興局農林部、にかほ市
イ) 運搬	県由利地域振興局農林部、にかほ市
ウ) 処理	県由利地域振興局農林部、にかほ市
イ 回収処理の時期	6月及び12月

海岸漂着物地域対策 重点区域 位置図

平沢漁港区域

平沢・金浦・象潟漁港海岸

重点区域延長 L=6.0km

金浦漁港区域

L=0.6km

L=1.0km

L=1.0km

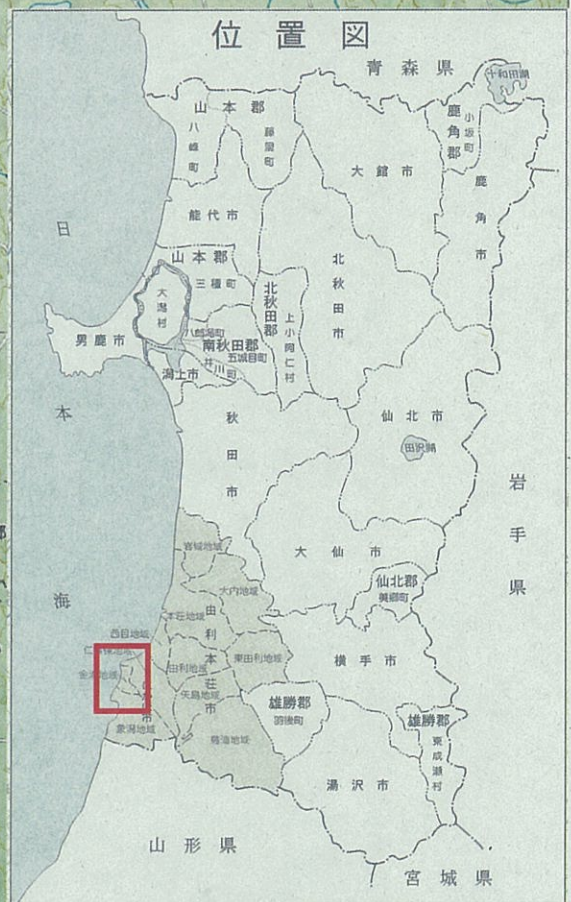
L=0.8km

L=0.3km

象潟漁港区域



位置図



「この地図は国土地理院長の承認を得て同院発行の二万五千分の一の地勢図を複製した物である。(承認番号)平成17 総使、第9-237号」

UserID = 07879

(中央) 1/51296



⑭ にかほ市小砂川漁港海岸重点区域

(a) 位置・範囲

にかほ市小砂川（小砂川海水浴場・クツカケ湾。別紙図面に示す範囲。）

延長距離	400m
海岸種別	漁港海岸
海岸管理者等又は占有者	にかほ市（担当機関：産業建設部）
所在市町村	にかほ市

(b) 漂着の状況と景観・環境・地域産業等への影響

ア 漂着の状況

流木・木くず、プラスチック・ビニール類などが漂着し、例年は5 t程度回収されているが、実際はこれを大幅に上回る量の漂着があると推測される。

イ 景観・環境・地域産業等への影響

小砂川海水浴場は、夏は地元の人たちや帰省した人たちが海水浴に訪れ、春・秋には地域住民が散策したりする憩いの場となっている。

また、クツカケ湾は、湾の形状によりサーフィンに適した波が発生することにより、通年において、秋田県内はもちろん他県からもサーフィンの愛好者が集まる場所となっている。

両区域とも、漂着物の影響により景観に支障をきたしている。

(c) 回収・処理対策

ア 回収・処理の主体及び役割分担

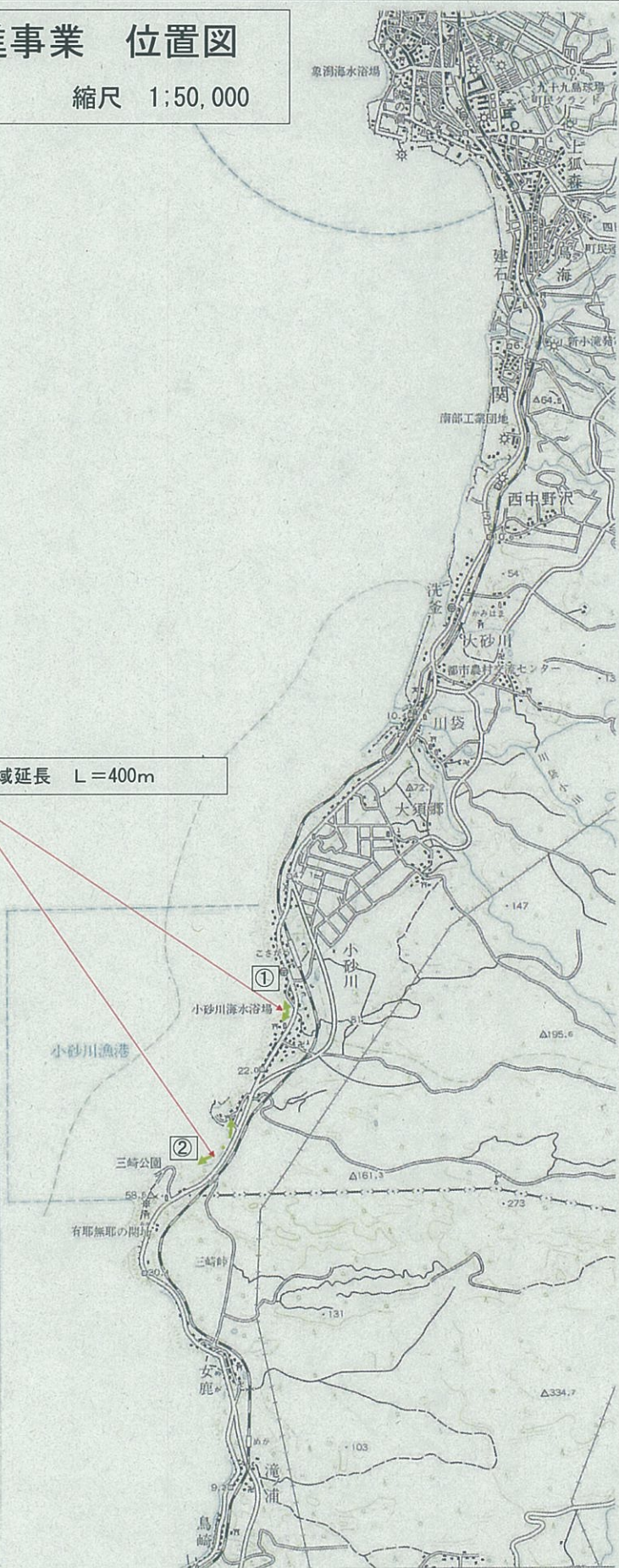
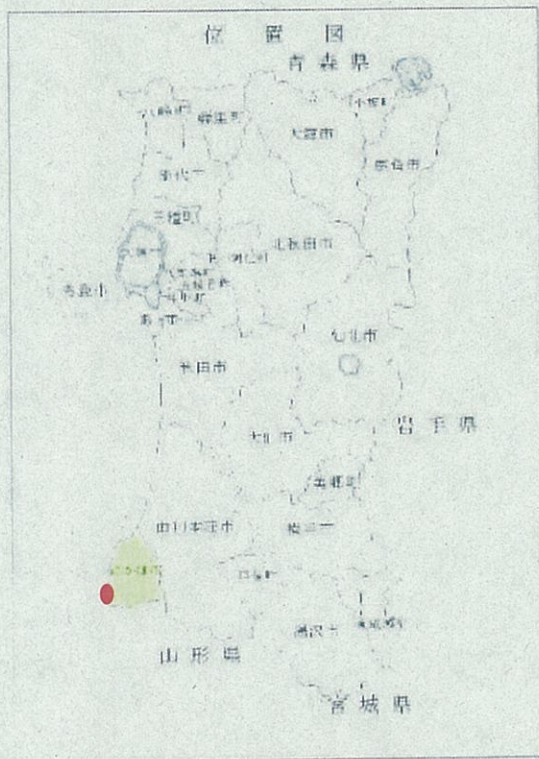
ア) 回収	地域住民・にかほ市
イ) 運搬	にかほ市
ウ) 処理	にかほ市

イ 回収処理の時期 通年随時

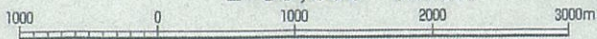
海岸漂着物地域対策推進事業 位置図

縮尺 1:50,000

小砂川漁港海岸 重点区域延長 L=400m



1:50,000 (1km=2cm)



2 発生抑制、普及啓発に関する事項

海岸漂着物の発生抑制と海岸漂着物対策の普及啓発は、漂着の現場となる特定の海岸部だけでなく、他の海岸区域や内陸部及び海上での県民活動の場等においても対策が講じられることが重要であることから、全県的な取組として行うことを基本とする。

各地域、各職域等の活動、民間団体等による活動についても積極的に情報提供し、広く周知を図り、各種取り組みに対する関心が高まるよう努める。

また、ごみ等の適正な処理の推進やごみ等の投棄の防止等、県内各地で実施されている海岸漂着物の発生源対策に資する各種事業と連携し、海岸漂着物の発生抑制及び普及啓発の効果が上がるよう努める。

計画最終年度においては、「海岸漂着物」への県民の認知度を80%以上得ていることを目標とする。

(対策の主体と役割分担)

- | | |
|--|-------------|
| (ア) 全県的な広報活動、情報提供、各種事業との連携 | 県 |
| (イ) 各地域における情報提供、関連事業への協力 | 各海岸管理者等、市町村 |
| (ウ) 地域内、組織内、職域内等における情報提供、
関連事業の実施又は協力 | 民間団体、地域住民 |

V. 計画のフォローアップと事業評価

1. 計画のフォローアップ

各事業の実施主体は、毎年度、回収処理対策及び発生抑制・普及啓発対策の実施状況を整理し、協議会に結果を報告するとともに、必要に応じて、関係者と意見交換しつつ対策の実施状況等を勘案して、計画の見直しについて協議会に提案する。

2. 事業の評価

(1) 各事業主体の評価・報告

各事業の実施主体は、計画期間最終年度に事業の実施状況の把握を行い、結果が取りまとまった時点で速やかに計画に基づく事業の事後評価、目的達成状況の評価を行い、協議会に報告する

なお、事業評価指標と目標値は次のとおりとする。

① 回収処理対策

指 標：各重点区域ごとの回収処理作業の達成率（計画期間中に作業実施した延長距離の当該区域全体の海岸延長距離に対する割合（%））

目標値：各重点区域ごとに定める割合（％）（表1のとおり）

② 発生抑制・普及啓発対策

指 標：「海岸漂着物」への県民の認知度（％）

目標値：80％以上

(2) 協議会の総合的な評価

協議会は、総合的かつ効果的な対策の推進の観点から、計画全体について評価する。

(3) 評価結果の公表

評価の結果は、公表する。

表1 回収処理対策の事業評価指標
各重点区域ごとの回収処理作業の達成率

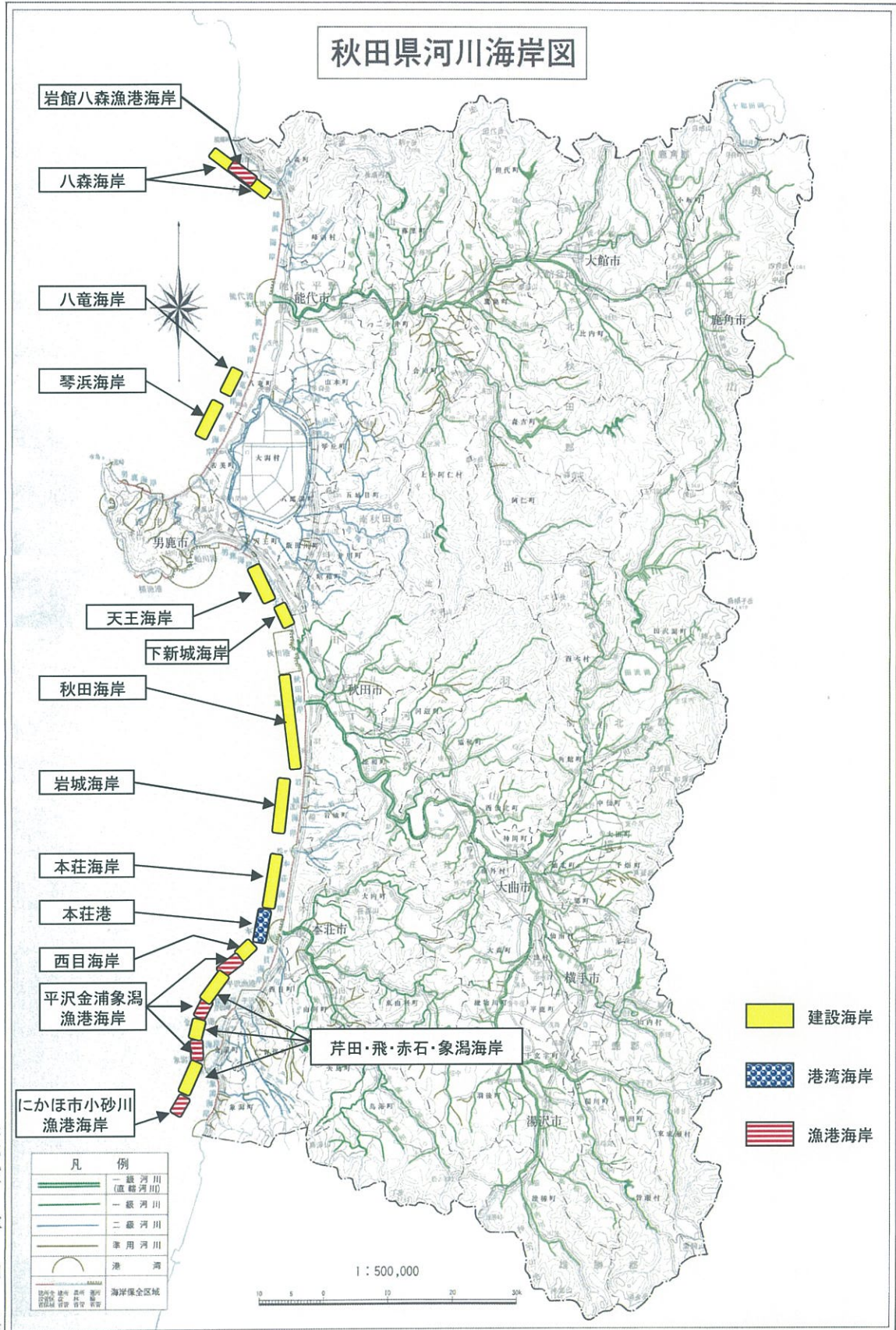
重 点 区 域 名	達成率（％）
八森海岸重点区域	100
八竜海岸重点区域	100
琴浜海岸重点区域	100
天王海岸重点区域	100
下新城海岸重点区域	100
秋田海岸重点区域	100
岩城海岸重点区域	100
本荘海岸重点区域	100
西目海岸重点区域	100
芹田・飛・赤石・象潟海岸重点区域	100
本荘港重点区域	100
岩館・八森漁港海岸重点区域	100
平沢・金浦・象潟漁港海岸重点区域	100
にかほ市小砂川漁港海岸重点区域	100

※各重点区域ごとの回収処理作業の達成率

計画期間（5年間）内に少なくとも1回は作業した海岸延長距離を、その区域全体の海岸延長距離で割った率（％）。

計画期間内の具体の作業回数は、砂浜、岩礁等の地形、作業協力態勢等により作業条件が異なるため、区域ごとに関係者が協議して決めることとする。

重点区域一覽



平成九年
秋
田
県

資料 秋田市山王 5-12-21 内外地図秋田営業所
電話 0186(2)2813